

島根県インフルエンザ様疾患による臨時休業（学校、幼稚園）報告要領

（改正：令和3年10月25日付け感第512号）

インフルエンザ様疾患による幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等（以下、「学校等」という。）の学級閉鎖、学年閉鎖及び学校閉鎖（以下、「臨時休業」という。）の状況を的確に把握し、予防啓発に資するため、保健所設置中核市と連携を図りつつ以下を実施する。

1 臨時休業の報告

臨時休業の報告は、入力（記入）及び確認の注意事項（別紙）に則り、不備や誤りがないよう、また時間厳守で行う。

(1) 学校保健安全法第18条に基づく連絡

学校等の設置者は、学校保健安全法第20条に係るインフルエンザ様疾患による臨時休業措置を行った場合、保健所へ以下の方法により連絡する。

①学校等欠席者・感染症情報システム（以下、「システム」という。）を利用する学校・幼稚園等

毎日12時時点の状況を、14時までにシステムに入力する。

②システムが利用出来ない学校・幼稚園あるいは教育委員会等

この要領の様式4（学校：閉鎖措置用）に記入の上、保健所に14時までにファックス等で送信する。

(2) 内容の確認

①保健所は、毎日14時以降に、管内の学校等から報告された内容を確認する。

②保健所は、報告内容に不備不明な点がある場合は、市町村教育委員会又は学校等に連絡し、訂正等を依頼し、原則として毎日16時までに全ての学校等における患者発生状況の把握に努める。

2 情報集約及び情報提供

(1) 日々の情報の集約

感染症対策室は、16時以降、県内（松江市を除く）の臨時休業の情報を取りまとめ、感染症情報センター及び関係機関あて、それぞれに資料を作成し情報提供する。

(2) 週報の作成

厚生労働省の定める期間において、感染症対策室は、松江市を含む全県一週間分の、休校数、学年閉鎖校数、学級閉鎖校数、在籍者数、患者数及び欠席者数を取りまとめ、翌週の火曜日までに厚生労働省に報告する。〔「インフルエンザに係るサーベイランスについて（平成23年3月31日付、健感発0331第1号）」〕なお、休校数については、学校閉鎖校数を計上する。

その際、松江市保健衛生課から松江市分の報告を徴収する。なお、徴収方法は別途定めることとする。

附 則（平成30年9月12日付け薬第888号）

この要領は、平成30年9月12日から施行する。

附 則（令和3年10月25日付け感第512号）

この要領は、令和3年10月25日から施行する。